

京都市上下水道企業管理規程第28号

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

別表第1支給額の欄中「250万円」を「120万円」に、「170万円」を「80万円」に、「100万円」を「40万円」に、「30万円」を「10万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員等厚生会規程第19条第1項の規定は、この規程の施行の日以後に給付事由が生じるものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)